

検査費用の一部を助成します

脳ドック・人間ドック検査

国民健康保険と後期高齢者医療制度の加入者に対し、脳ドックまたは人間ドックの検査費用を助成します。

※同一年度内で助成を受けられるのは、脳ドックまたは人間ドックのどちらかです。また、2年連続で同じドックの助成は受けられません。(例：昨年度に脳ドックの助成を受けた方は、今年度は人間ドックのみ申請できます)

- 脳ドック・人間ドック・特定健康診査・後期高齢者健康診査は、検査内容に重複部分が多いため、同一年度内に重複して受診できません
- 申請日現在、脳疾患で治療中または過去1年以内(R5/4月以降)に脳神経外科を保険受診している方は、脳ドック検査を受診できません
- 妊娠中の方は脳ドック・人間ドックを、ペースメーカーを装着の方は脳ドックを受診できません
- 人工弁やステントなどの金属を体内に装着の方は、受診できない場合があります
- 詳細は受診を希望する実施医療機関へご確認ください

■対象 次の要件を全て満たす方

国民健康保険加入者	後期高齢者医療制度加入者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 4/1現在、40歳～74歳で、石狩市国民健康保険に加入していること ・ 4/26(金)までに、前年度の国保税を完納していること ・ 前年度に同一ドック検査の助成を受けていないこと ・ 国保税の収納状況の照会に同意すること ・ 受診した実施医療機関から、石狩市に通知された受診結果を、生活習慣病予防のための特定保健指導で活用することに同意すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4/1現在、石狩市に住民登録があり後期高齢者医療制度に加入していること ・ 4/26(金)までに、前年度の後期高齢者医療保険料を完納していること ・ 前年度に同一ドック検査の助成を受けていないこと ・ 後期高齢者医療保険料の収納状況の照会に同意すること

■内容 受診期間は受診券到着日～R7/3/31(月)

	実施医療機関	内容
脳ドック	いしかり脳神経外科クリニック(花川北6・1・19)	問診／身体計測／血圧測定／血液検査(血中脂質、肝機能、血糖、貧血、腎機能)／尿検査／心電図検査／MRI(脳を見るための検査)／MRA(脳血管を見るための検査)
	石狩幸悳会病院(花川北7・2・22)	
	札幌東徳洲会病院(札幌市東区北33東14・3・1)	
	札幌北脳神経外科(札幌市北区新琴似6・17・7・10)	
	北海道脳神経外科記念病院(札幌市西区八軒9東5・1・20)	
人間ドック	石狩病院(花川北3・3・6・1)	問診／身体計測／血圧測定／血液検査(血中脂質、肝機能、血糖、貧血、腎機能など)／尿検査／心電図検査／胃バリウム検査／大腸検査(便潜血検査)／胸部エックス線写真／腹部超音波検査(エコー検査)
	北海道対がん協会 札幌がん検診センター(札幌市東区北26東14・1・15)	

■定員 申請多数時抽選

	国民健康保険	後期高齢者医療
脳ドック	600人	60人
人間ドック	300人	30人

■自己負担額

	国民健康保険	後期高齢者医療
脳ドック	5,000円	3,000円
人間ドック	5,000円	3,000円

申請方法

受付期間 4/15(月)～26(金) ※必着

申請書	国保加入者	後期高齢者
	4/12(金) 発送の「国保だより」に同封	郵送希望の方は ☎72・3124か右記フォームからご連絡ください



※4/1以降、健康推進課・国民健康保険課・各支所市民福祉課、花川北・花川南・八幡コミセン、市HPからも入手可

今年度から申請先が変更になりました

- ◎郵送申請
申請書に記入し郵送
宛先 健康推進課(〒061-3216 花川北6・1・41・1)
- ◎窓口申請
健康推進課(りんくる1階)または各支所市民福祉課で申請。保険証をお持ちください

結果通知 5月下旬に申請者全員に結果通知を発送します。助成対象者には受診券を同封します。

子ども医療費助成制度の対象年齢を 中学生まで拡大します

4月から通院の助成対象を中学3年生まで拡大します。また、中学生の入院時の負担は初診時一部負担金(初診料)のみになります。詳細は市HPでご確認ください。

※重度心身障害者医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成の対象となる中学1～3年生のうち、課税世帯の方も4月から初診時一部負担金のみになります

※4月に中学1～3年生となる方(重度心身障害者医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成の受給者証をお持ちの非課税世帯の方除く)には、3月下旬に受給者証を郵送します。受給者証が届かない場合には、お問い合わせください

問合せ 子ども家庭課 ☎72・3128



	学年など	3月まで	4月から
通院	0歳～小学6年生	初診時一部負担金のみ	初診時一部負担金のみ
	中学1～3年生	助成対象外	
入院	0歳～小学6年生	初診時一部負担金のみ	初診時一部負担金のみ
	中学1～3年生	非課税世帯：初診時一部負担金のみ 課税世帯：1割負担	
訪問看護	0歳～中学3年生	1割負担	1割負担

4月からスタート!

第2子以降の保育料無償化範囲を拡大します

誰もが安心して生み育てられるよう、市独自の取り組みとして、認定こども園などを利用する第2子以降の保育料無償化の対象範囲を、年収640万円以上相当の世帯に拡大します。4月からは世帯収入やきょうだいの年齢に関係なく、0～2歳児クラスを利用する第2子以降の保育料が無料になります。

世帯年収	第1子保育料	第2子保育料	第3子以降保育料
640万円以上相当世帯	全額	半額 → 4月から無料	無料
640万円未満相当世帯	全額	無料	無料

※640万円以上相当世帯とは、市町村民税所得割合算額が、169,000円以上の世帯のことをいいます

▼世帯年収が640万円以上相当世帯の場合の子どもの数え方

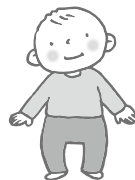
※4月以降は、640万円未満相当世帯と同様になります



第何子かの決定は、小学校就学前までを範囲とする年齢制限を設けず、生計を同一にする子どものうち、最年長者を「第1子」、その下の子を「第2子」と数えます。



0歳



1歳



2歳



小学生以上

現行(国基準)

年齢制限あり

第3子無料

第2子半額

第1子全額

カウント対象外

変更後

年齢制限なし

第4子無料

第3子無料

第2子無料

第1子

対象施設 ○特定教育・保育施設：認定こども園、保育所 ○特定地域型保育事業：小規模保育事業など

※市が保育料を決定する施設。認可外保育施設や企業主導型保育事業、プレスクールなどは対象外

そのほか 手続きは原則不要(市が同一世帯の児童の状況を確認して適用)。住民登録上で別世帯になっている兄弟がいる場合は、保育施設を利用する子どもが第2子以降に該当するかの判定ができないため、申立書など要提出

問合せ 子ども家庭課 ☎72・3197